

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
TEL093-331-6395(交通部安全対策課)

第175号 令和3年10月号



BACKNUMBER (二次元コードは右側をご利用ください。)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anken_report/

夜間に貨物船とプレジャーボートが衝突!! プレジャーボート側の乗船者が死傷!!



貨物船に衝突され大破した プレジャーボート

作業灯をつけているから相手から見えているだろう…
いやいや、夜はさらに見張りの強化が必要!

写真と本文は無関係です。

9月に発生した衝突による死傷事故の事例 (夜間、薄明時に発生)

事例1

夜間03:10頃、貨物船(総トン数498トン)とプレジャーボート(3名乗組み、長さ約8.3メートル)が衝突する事故が発生しました。

プレジャーボートは大破し、プレジャーボート乗組員は3名とも海上に投げ出され、1名は救助、1名は死亡、1名が行方不明となりました。

行方不明者は後に発見され、死亡が確認されました。

事例2

明け方06:00頃、プレジャーボート(5名乗組み、約12メートル)と漁船(2名乗組み、長さ約20メートル)が衝突する事故が発生しました。

プレジャーボートの乗組員は衝突の衝撃で軽傷を負ったものの、幸い5名とも命に別状はありませんでした。

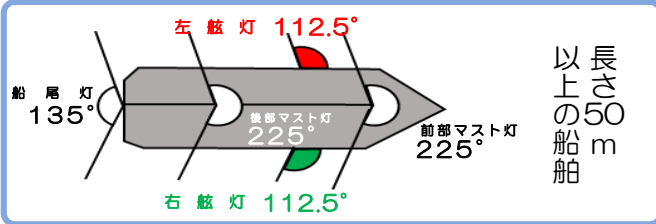
事例3

明け方05:23頃、プレジャーボートA(1名乗組み、約10メートル)とプレジャーボートB(2名乗組み、長さ約3メートル)が衝突する事故が発生しました。

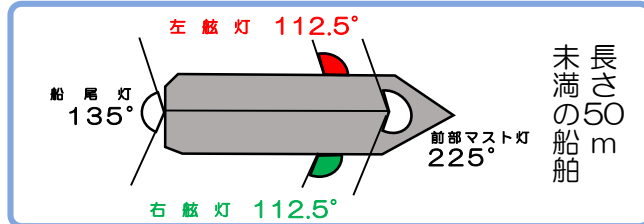
プレジャーボートAの乗組員は海上に投げ出され、後に死亡が確認されました。

夜間や薄明薄暮時の衝突事故防止を！

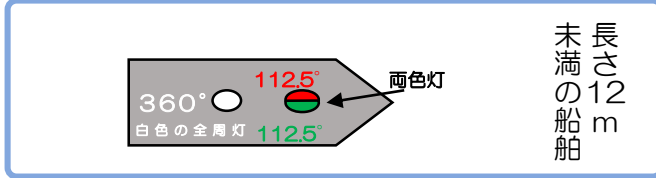
法定灯火の例



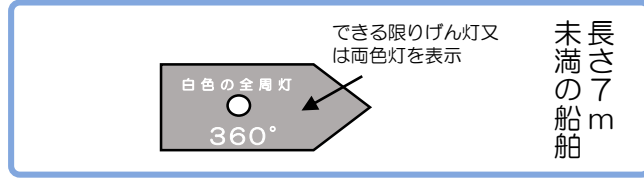
長さ50m
以上の船舶



長さ50m
未満の船舶



長さ12m
未満の船舶



長さ7m
未満の船舶

夜間海上では、船舶は、陸上の車と違って前方をヘッドライトで照らすことができません。また、海上には、周辺を照らす街灯もありません。

上記例のように相手船に設置されたマスト灯、右舷灯、左舷灯、船尾灯等の見え具合によって、相手船の動向を見極め避航することや、灯台や街の明かり等で自船の位置を確認する等、昼間以上に経験や知識、注意力が必要となります。

夜間や薄明薄暮（日出や日没前後の薄っすらと明るい時間）の衝突事故防止のため以下の事項に注意して下さい。

- 海域や船の取り扱いに慣れていない場合、**夜間航海は、極力回避**する。
- 夜間航海をする場合、レーダー等の航海計器を活用するとともに、双眼鏡等を併用し、**昼間以上に見張りを強化**して下さい。
- 作業灯を点灯していたり、明るい電灯等を直視したりすると、**夜目がきくまで時間がかかります**ので注意して下さい。
- 夜間の航海は、昼間と同様に、**海図で現場の地形等を十分理解しておくとともに、自船の位置を常時確認**して下さい。
- 都市部沿岸では、**夜景（街灯などの光）に他船の灯火が紛れてしまい灯火の判別が困難**になります。**沿岸部での夜間航海はさらに注意が必要**です。
- 夕刻の薄暮の継続時間が秋口は他の季節と比べて短く、急速に暗くなっていきますので、夜間航行に慣れていない場合は**早めに帰港**しましょう。
- 日没前と日出後は、太陽が水平線上に位置するため**逆光や海面反射により他の船舶を見落とす**恐れがあるため注意が必要です。
- 日出前は、寒暖差のため海霧の発生し易くなります。霧に遭遇した場合、レーダーを活用した適切な見張りに加え、霧中信号（航行中の長さ12m未満の船舶は、2分を超えない間隔で長音1回の音響信号）を実施するとともに、他の霧中信号を聞き取り、他船の動静を把握する必要があるため**海上衝突予防法の視界制限状態における音響信号を十分理解**して下さい。
- **小型船舶はレーダーに映りにくい**場合があります。船体にレーダー反射器を取り付けることで、他船レーダー画面上に自船を目立たせることができます。簡易レーダー反射器の作成方法及び使用方法についての詳しい説明は右の二次元コードを参照ください。



空き缶を使用して作成した
簡易レーダー反射器